

大槌町復興推進計画

平成 28 年 12 月 2 日
令和 3 年 4 月 1 日変更
岩手県大槌町

1 計画の区域

岩手県大槌町

2 計画の目標

大槌町は、岩手県内でも東日本大震災による特に大きな被害を受けた自治体の一つであり、津波による市街地の大部分の流失、及び大規模火災による焼失が起因となり、甚大な被害を受けた。町内における家屋被害は、全壊・半壊 4,167 棟、一部損壊 208 棟であり、被災率は 68.2%であった。町内の商工業者の被害額は、建物、機械設備、商品等合計 14,039 百万円にも上り、商店数は約 5 分の 1 に減少した。

当町としては、一刻も早い復興の実現に向けて、土地利用の転換や大規模な都市基盤の整備、産業復興による町民の生活基盤の再建等に取り組んでいる状況であり、当町の特性、社会情勢の変化、復興事業による都市構造の再編を鑑みた上で、本計画の集積区域である町の中心部を再生する必要がある。

平成 26 年 3 月に改定した「大槌町東日本大震災津波復興計画基本計画」（改訂版）では、復興まちづくりの戦略体系における基本方針の 1 つとして経済産業基盤の整備を掲げており、町方周辺地区においては、公共公益的な施設や商業施設を集積し、当町の中心市街地として復興することとしている。吉里吉里地区においては、国道 45 号の西側を嵩上げて商業系を含む居住エリアとするとともに、砂浜の広がる海を活かした、住民と来訪者が海とのつながりを感じることができる場を再生することとしている。

町の中心部における商業拠点化を図るに当たっては、単に被災前の状況に戻すのではなく、将来的な都市の経営コストを削減した持続性の高いコンパクトなまちづくりを進める。町方地区の中心市街地に建設した図書館や多目的ホール等が入る復興拠点施設や共同店舗、周辺部に配置される災害公営住宅などを加味した上で、戦略的に賑わいが創出される仕組みを構築し、子どもから高齢者までが集うコミュニティの場を創生する。本計画の遂行によって、当町中心部だけではなく、他地域の再建に係るモデル及び契機となり、波及効果は、当該地域住民の生活基盤の整備にとどまらず、町内全域における産業復興に寄与するものと思料される。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町の町方周辺地区及び吉里吉里地区は、町方における総人口の多くを占めており、経済面の中心を成していることから店舗や事業所が集積していた地域であったが、東日本大震災によって甚大な被害を受け、町民の生活機能が喪失してしまった。加えて、震災前から続く商工業者の衰退や労働人口の減少を鑑みると、被災事業者のハード面での再建はもちろんのこと、再建後にいかに経営を安定させるか、そして、町外事業者の町内進出や新規創業者の支援を強化することで町内事業者の底上げを進めることが必要である。

そこで、以下の取組の推進を通じて事業者を活性化させ、中心部に足を運んでもらい賑わいの創出と売上の向上を図り、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) 効果的な商業・サービス機能の集積

震災前から当該エリアで営業していた事業者を中心に、町民の地域に対する誇りや愛着を大

切にする町にすると同時に、生活形態や社会構造の変化に対応し、将来的な都市の経営コストを削減した持続性の高いコンパクトなまちづくりを進める。

生活を支える小売業等を集積し、住宅地近郊には生活関連サービス業、役場付近には土業を中心とした専門サービス業、駅前には金融サービスや旅行業など効果的に事業者を配置し、人の導線を作り来町者の増加と消費活動を繋ぎ合わせて賑わいの再生を図る。

(2) 機能的な都市基盤の整備

適切な避難施設の配置や災害情報発信の高度化等を図り、高齢者や障がい者、観光客などを含む全ての町民や来訪者が津波の際に避難を可能にするための道路インフラ整備や、町民が居住地から勤務地や公共公益施設等へと快適に移動できる交通網の再編を進める。

(3) ニーズに対応した住宅の整備

震災により住宅を失った住民に対し、多様な住宅形態に配慮しながら、新築住宅再建の支援や災害公営住宅の整備等、町内において安全・安心に暮らしていくための生活基盤を整える。

4 復興産業集積区域の区域

別添【資料1】に示すとおりとし、ここで記載されている区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、43 道路旅客運送業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、622 銀行（中央銀行を除く）、63 協同組織金融業、641 貸金業、67 保険業、68 不動産取引業、693 駐車場業、704 自動車賃貸業、7092 音楽・映像記録物質貸業、72 専門サービス業、741 獣医業、742 土木建築サービス業、746 写真業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、799 他に分類されない生活関連サービス業、809 その他の娯楽業、817 専修学校、各種学校、823 学習塾、824 教養・技能教授業、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体及び852 福祉事務所を除く）、89 自動車整備業、90 機械等修理業

※上記の業種の内、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制の対象となる業種を除く。

(ウ) 集積の形成及び活性化の効果

本計画における集積区域は、居住人口が多く、当町の歴史、文化、経済などの中心地であり、店舗や事業所が集積していた地域である。東日本大震災により建物が壊滅的な

被害を受けたことから、雇用機会の確保のためには商工業者の再建が不可欠である。併せて、従前よりも利便性が高く、機能的なコンパクトなまちづくりを推進し、生活関連産業の移転集約を図ることにより、新たな産業の新規立地も促進され、雇用の場を提供することが期待される。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し、直接の被害が生じた地域であり、別添で図示する地域。

(別添【資料2】参照)

【設定の理由】

当町は、東日本大震災により、強烈な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、町全域にわたって甚大な被害が生じた。

死者数等の人的被害は、当時の人口の8.0%、住家被害は、全家屋の68.2%に及んだほか、企業、農地、漁港などの広範囲にわたり被害が生じた。

町内の事業所数は、震災前の平成21年が783事業所であったのに対し、平成28年は355事業所と大幅に減少しており、町内の事業所や雇用者数は、いまだ震災前の水準には戻っていない。(別添【資料3】参照)

③ 特別の措置

(ア) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所得税の課税の特例(法第37条から第40条の規定に基づく措置)

(イ) ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規定に基づく措置)

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(実施主体：経済産業省、岩手県)

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 大槌町起業人材育成支援事業費補助金(実施主体：大槌町)

町内での起業希望者等に対し、起業費用等の一部を補助する。

ウ 大槌町U I ターン就業支援事業助成金(実施主体：大槌町)

町内への移住・定住及び就業定着を促進するため、一定の要件を満たした大槌町への転入者へ助成金を交付する。

エ 大槌町奨学金返還補填助成金(実施主体：大槌町)

町内への移住・定住及び就業定着を促進するため、一定の要件を満たした大槌町への転入者の奨学金返還額の一部を助成する。

オ 大槌町観光物産イベント運営費補助金(実施主体：大槌町)

各種団体やNPO等が観光・物産PRの目的で交流人口拡大につなげるため実施するイベント等に対して補助する。

カ おおちゃん融資制度事業(実施主体：大槌町)

町内事業者が岩手県中小企業向け融資制度を利用した場合、町が利子の一部と信用保証料の全額を補助。なお、新規創業者の場合は利子と信用保証料の全額を補助。

キ 大槌町被災者新築住宅支援事業補助金（実施主体：大槌町）
住宅が全壊（半壊解体含む）した世帯が、町内で新たに住宅を建築する場合に補助する。

ク 大槌町空き家リフォーム支援補助金（実施主体：大槌町）
大槌町への転入者が空き家をリフォームする経費に対して補助する。

ケ 大槌町空き家片付け支援補助金（実施主体：大槌町）
大槌町への転入者が空き家を片付けるのに要する経費に対して補助する。

（２）法第２条第３項第２号のロの復興推進事業

「共同店舗施設整備事業」

① 事業の効果

共同店舗のテナントとして再建を希望する被災事業者や新規事業者等が個々に創意工夫し、共同型の商業施設を建設する。本事業を実施することにより、中心市街地に小売業等の集積が図られ、商業機能の集積や利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

② 雇用等被害地域

（１）②に同じ

③ 特別の措置

（ア） 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条の規定に基づく措置）

（イ） 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（実施主体：経済産業省）

住民生活を支える商業機能の回復を促進し、住民の帰還や産業立地の促進等を図ることを目的として、内閣総理大臣の認定を受けたまちなか再生計画に基づき、まちづくり会社等が行う商業施設等の整備に要する経費を補助する。

イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

ウ おおちゃん融資制度事業（実施主体：大槌町）

町内事業者が岩手県中小企業向け融資制度を利用した場合、町が利子の一部と信用保証料の全額を補助。なお、新規創業者の場合は利子と信用保証料の全額を補助。

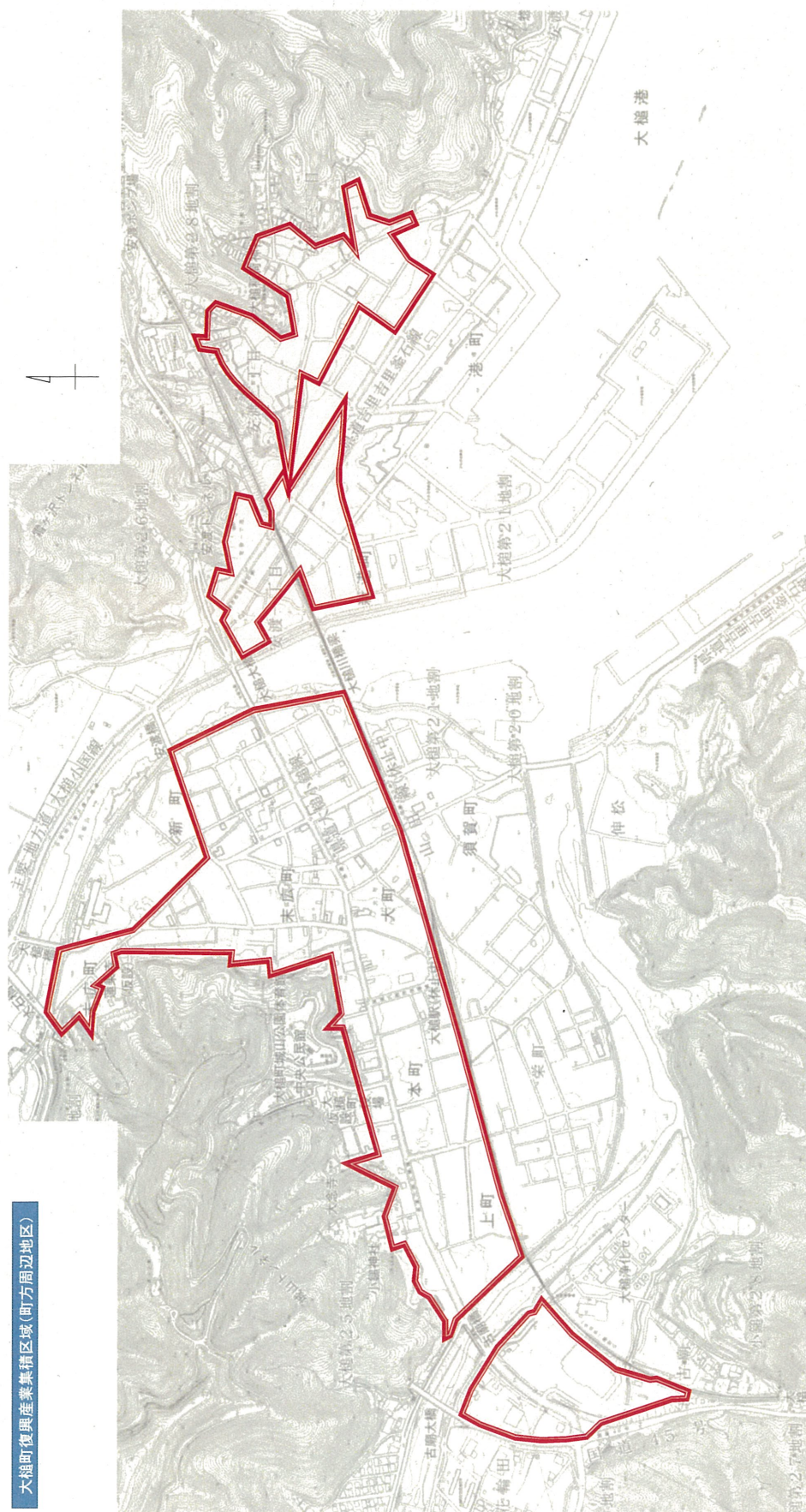
6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、単に被災前の状況に戻すのではなく、将来的な町の経営コストの削減を見据えた持続性の高いコンパクトなまちづくりを推進し、賑わいと活気に満ちた町の形成を図る。

このことにより、被災地域における経済の活性化と雇用の創出が見込まれ、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な活気の再生に大きく寄与する。

7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。





区域	復興産業集積区域の地番	
	町字名	地番
町方周辺 地区	小槌第 3 2 地割字金崎	126-10、126-21、126-74、126-75、126-90、126-92
	大槌第 1 7 地割字上向川原	3-11~13
	小槌第 2 6 地割	158-2、159-1、179-3、179-5、180-4
	小槌第 2 7 地割	2-3、2-5、3-1、3-3、3-4、3-6、3-10~12、5-2、5-6、6-1~5、7-1~3、8-1、8-2、9-1、9-2、9-5~7、10-1、10-2、11-1、11-4~9、12-1~3、13-1、13-6~9、17、18-1、22-3、23-1、23-2、24-1、24-4、24-5~7、29-1、29-5、29-10~16、29-18~22、31-1、31-2、32-1、32-4、33、34-1、34-7、34-8、41-2、41-8、42-1~3、42-6、43-1、43-2、43-5、43-6、44-2、44-4、52-1、52-4、53-1、53-2、55-1、61-1、62-1、62-2、62-4、67、72-13~15、79
	上町	1-1~4、1-6~9、1-12~16、2-1~6、2-8~9、4-2、4-4、4-6、5-2、5-4~6、5-10~12、6-2~8、7-2~6、8-2、8-4、8-6、12-3、13-2~5、14-1~8、16、17-1~3、18-1、18-2、18-4、18-6、19-1、19-3、19-5~7、20-1、20-2、20-3、20-5、21、22-1、22-3、22-4、23-1、23-2、25-1、25-2、25-4、25-6、26-1~6、27-1、27-2、27-4、27-5、28、28-6、29-3~10、30-1~5、31-2、32-1~4、33-1~3、33-5、33-6、34-2~8、37-1~3、38、39、40-3~8、41-1~8、48-1~9、49-2~6、50-1~6、50-9~11、50-13、51-1、51-6、51-8、51-10~13、51-16、51-18~21、52-1、52-7、52-8、52-10~16、52-18~21、53-1~12、54-1、54-2、55、56、57-1~4、58-1~7、58-9、58-12、59-1、59-2、59-4、59-8、59-9、59-12、59-17~22、59-25、59-26、59-34、59-37~39、127-1~9、127-11~13、127-15~18、127-22~31、128、129-1、130-1~3、130-8、130-11、131、133、134-1、134-3、135、136-1~3、137-1~3、138、139、140-1~4、141-1、141-2、142-1~3、143、143-2、144-1、144-2、145-1、145-3、145-4、146-1、146-2、147、148-1~12、149-1~4、204、206-1~3、206-5、208-1~3、209-1~5、209-8~10、209-14、209-15、209-19、210-1、213-2、214-1~8、217、220-1、220-2、228、229-1、230、231-1~3、232、233、234-2、235~239、240-1、241-1、243、244、246、247-1、247-2、248、249、250-1、250-2、251、256-1、257-1、257-3、258-1、259-1、259-5、259-6、260-1~4、261-1、261-4、284-1、289-5、290、326-33、326-38、326-49、326-51、326-52、329-1、329-2、332、333
	本町	60-1~3、60-5、61-3、61-7、61-8、61-12、62-1、62-2、63-1、63-2、64-1~4、64-7、64-8、64-10、65-1~4、65-6、66-5、67-4、67-8、68-1、68-2、69-1、69-2、70-1、70-3~5、71-1、71-2、73-1、73-2、74-1、75-1、75-2、76-3、76-4、76-7、77-1~5、77-7、91-1~5、92-7、106-2、107-2、108-1~3、108-5、108-6、109-3、110-1、110-2、110-7~13、110-15、111、112、113-1~5、114、115、115-2、116、117-1、117-3、118-1~3、119-1~4、119-6~8、119-10、120-1~4、121-1~4、121-6、122-1~3、123-1、123-2、124-1~3、124-5、124-6、125-1、125-2、125-4、126-1~5、166-1、166-2、166-37、167、168-1~7、168-9~11、168-13、168-14、168-18、168-19、169、170、171-1、172-1、172-2、173-1、173-2、174-1~3、174-5、175-1~5、176-5、176-7~13、178-2、180、181、182-2、183、183-1、184、186-1、188-1、188-3、188-4、189-1~3、189-5、189-7、190-1、190-4、191-1~5、191-7~13、192-1~4、192-6~8、193-1、193-2、194、195-1~6、196-1~7、201-1~3、201-5、201-6、201-8~12、201-14、201-18、201-23、202-2、202-18、202-21、202-24~26、289-2、291-1、291-2、291-4、292、293-2、294-2、295、295-1、296、297、301、303、304、305-1、306-1、307、308-1、309-1、310-1、310-4、311、312、312-3、313、314-1、314-2、315-1、316~318、318-1、319、320、323、324、325-1、325-3~7、326-24、326-36、327
	大町	全区域
	新町	1~6、7-1、7-2、8-1、8-2、9~19、20-1、20-2、21~56、57-1、57-2、58、59、60-1~3、62-1~3、77~82、83-1、83-2、84-1、84-2、85~87、87-2、88、89、90-1~4、91~94、95-1、95-2、96~109、111、302-8~10、302-13~15、304-12、304-15、304-16、304-22、304-23、304-26、305-16、305-17、305-25、309-1、309-2、309-4

町方周辺 地区	末広町	7-1、7-3、7-5、7-9、7-11、7-12、7-14、7-17、7-18、11-1、11-3、11-5、12-1~4、12-6~8、12-10、12-11、12-13~15、12-17~22、12-25、13-2、13-7~9、13-11、14-1~7、14-9~11、14-14、14-16~18、14-20、14-21、14-23、14-24、14-26、14-27、14-29、14-31、14-33、14-35~37、14-42、14-43、15-1、15-4~11、15-13~15、15-19、15-20、16-3、18-1~9、18-13~43、18-46~57、18-59~63、18-65~72、18-75~77、18-79~90、18-95~102、19-2、21、21-1、24-1、24-3~5、24-8、24-10、24-13、25-1~4、25-6~8、25-10、25-13、25-15~17、26-1、26-2、27-2、39、40-1、40-3、41、42-1~3、43-1、43-2、43-4~6、44、44-1、45-1、45-2、46、46-1、47、47-1、48-2、49-1、50、50-1、51~54、54-1、55、55-1、57、57-1、58、58-1、59~61、61-1、62、63-3~5、64、64-3、64-4、110-1~4、111-1~5、111-7~10、111-14~19、111-21、111-23、111-26、111-27、111-31~35、111-37、111-40、111-44~46、111-48~51、111-53、111-55、111-56、111-61、111-62、111-65~71、111-74、111-75、111-77~83、112-1、112-3、113-1~4、114、114-1、114-4~12、116-1~4、116-9~11、116-15~21、116-23~31、201、201-1、202、202-1~3、203、203-1、204、204-1、205-1~3、206、206-1、207、207-1、209-1、209-3、209-4、209-6、210、210-1、210-2、211、211-1、212、212-1、213、213-1、214、214-1、215、216-1~3、217、217-1、218-1~4、219-1、220、220-1、220-2、221、221-1、222-1~4、223、224、224-1、225-1~4、226-1~3、227-1~3、228、229、229-5、229-6、229-8~14、230-1~4、231-1、231-2、232-1~4、232-6、232-7、233-1~3、234-13、234-15、235-1、235-2、235-イ、236、236-2、237-2~4、237-8、237-9、238-7、239-1~4、239-11、239-12、239-14、239-15、239-17~21、240-1、241-1~3、241-6~8、241-10~13、241-16、241-20、241-32、241-36~43、241-45、241-46、241-49~56、241-58~61、241-65、241-67~70、241-72、257-2、257-9、257-13、257-22、257-23、258、259-2、260-2、304-10、325-5、325-31、328-2、328-16~23、329-1~3、330-1、331-4~10、331-14、344-1~3、344-4、344-6、345-1~3、346-1、346-7、348
	新港町	2の一部、3の一部、26の一部、32の一部、34-2の一部、39の一部、40の一部、41の一部、42の一部、43~47、49~51、52の一部、53の一部、54、55-1、55-2、56、57、58の一部、59の一部、60の一部、61~63、64の一部、65の一部、74の一部、75の一部、76の一部、103-1の一部、123の一部、124-1~8、125の一部、128の一部、129の一部、130の一部、131の一部、186~192、193の一部、194の一部、195の一部、196~201、202の一部、203の一部、204の一部、205の一部、207、208の一部、209~211、214、215、216の一部、218、219、256の一部、257、258の一部、269、270の一部、271の一部、273、274の一部、275の一部
	安渡1丁目	6-3、7~10、11-1、12-1、13-1、14-1の一部、14-2の一部、14-3の一部、15-1の一部、15-2、16の一部、17、18、19-1の一部、19-2、20の一部、21の一部、22~24、25-1、25-2、26~30、31の一部、32の一部、33の一部、34~38、39、40の一部、41の一部、44~48、49、50-1、50-2、50-5、51、51-3、52-1の一部、52-3の一部、62の一部、63-29、60~30、83の一部、84、306-2~4、306-5の一部、307-1の一部、307-2、307-5の一部、307-12~15、307-18の一部、307-28の一部、307-31、307-33
	安渡2丁目	45-1の一部、45-4の一部、46-1の一部、46-3の一部、47の一部、48の一部、50-1の一部、52、53、54-1、54-2、55、56の一部、60の一部、61の一部、62、63の一部、64、65の一部、66の一部、67の一部、68の一部、69、70の一部、71-1の一部、72の一部、73-1の一部、75-1の一部、77、78-1、78-2、79、80-1の一部、81-2の一部、82-1の一部、82-2の一部、83、84、85の一部、96-2、97の一部、99の一部、115-2、115-18、115-19の一部、115-20、115-23、115-24、116-2、117-1、117-2、118-1~3、119-1~18、129-1~3、132~136、137-1~3、138~149、150-1、150-2、153-1~3、154-1、154-2、155-1~3、156、157-1、157-2、158-1~6、159-1~3、160、161、162-1~3、164、164-1、166-6、167-1、167-4~6、168、247-5、247-6、247-8の一部、247-9、250-1~6、250-6、250-11、250-18、250-20、250-21、250-24、250-25、250-31の一部、250-32の一部、250-33、250-35、250-36の一部、250-39~44、251、252-1~17、253、258-1~8、258-10~17、258-19~48、259-1~6、259-8~14、260-2、260-3、260-5~7、261、262、263-1~5、264-1~4、264-6~8、265-37、265-38、265-45、265-46、308-2の一部、308-4の一部、309-2の一部、309-9の一部、309-10の一部、309-11の一部、309-12の一部、311-7の一部、311-8の一部

町方周辺 地区	安渡3丁目	1-3の一部、1-4の一部、2-2、3の一部、6の一部、7～10、11-1の一部、11-2、12の一部、13の一部、14の一部、15の一部、16の一部、17～20、21の一部、22、23-1の一部、23-2の一部、24の一部、25の一部、26の一部、27-1の一部、27-2、28-1、28-2、28-3の一部、29-1、29-2、30の一部、31の一部、32の一部、33の一部、34～37、38-1～4、39-1～3、40-1の一部、40-2の一部、40-3の一部、40-4の一部、40-5の一部、40-6の一部、41、42、43の一部、45の一部、46の一部、47の一部、48の一部、50-1の一部、50-2の一部、51の一部、52-1の一部、52-2の一部、53-1の一部、78、79、80の一部、81の一部、82の一部、83の一部、84の一部、101-3、101-6～12、101-23～26、105-3、113、114-1、114-4～10、115～122、123-1～3、123-6～8、124-5～7、124-9、125-1、125-2、126、127、127-2～4、128～131、132-1、132-2、133-1、133-2、134～136、137-1、137-2、139-1、139-2、140、141、142-1～5、142-7、142-8、143～147、148-1～8、149、150、151-1、151-2、152～155、156-1～3、201-1、201-2、201-5、201-6、202、202-1、203、203-2、205-1、205-3、214-2、214-3、214-5(A)、214-5(B)、214-6、303-1、303-2、304-1～3、304-6～9、306-2、309-11、309-14、309-15、311-2～5、311-5、311-8～10、311-12、311-13、311-16、311-18～20、313-3、313-12～14、313-16、337-2、337-4～6、338-1～5、339～342、342-1、342-2、343-2、343-3、344-1～5、344-7～10、344-13～15、345、345、349-1、349-3、353-2、394-4、394-6、394-8、404-9～13、408-1、413-1、413-2、416-1、417-2、417-2、418、419-1～4、420-1、420-2、421-1、421-2、421-5、422、422-1、422-2、422-4、423～427、428-1、428-2、429-1、429-2、430、431-1、431-2、432
	大槌第30地割字釜の	14-1、14-7～9、14-11

吉里吉里 地区	吉里吉里第4地割字堤	45-22、73-11、74-1、94、97-6、98-1
	吉里吉里第4地割字川原	68-14
	吉里吉里1丁目	67、68-1、68-3、68-5、68-7、68-8、68-10、68-12、68-17、68-31～33、73、73-4、73-4甲、73-4甲-1、73-3～8、73-64～71、90-1、91-1、92-1、92-3、93、113-2、114、115-2、116～119、120-1、120-2、121-1～3、122-1、122-6、122-8、123-1、123-2、124-1、125-1、148-3、314-1～4、314-7、314-9～13、315-2、315-7、315-8、316-1、317-1、318-3、319-1、320-1、320-4、321-1～6、322-1～7、322-9～11、323-1～7、324-1～13、325-1、325-2、326～329、330-1～4、331-1、331-2、332-2、332-3、333、334-1、334-2、335-1、335-2、336-3～5、337-1、337-2、338-1～3、338-6～13、424-12、424-13、424-16、503-1、503-7～10、504-1、504-10、504-13、504-22、504-23
	吉里吉里2丁目	18-9、18-22、18-25、34-3～5、34-7、34-9、34-10、34-12～14、43-6、45-1～8、45-10～13、45-15～21、45-23、48-1、48-3～5、48-7～16、48-18～21、49-1、50-1、50-3、50-6、50-10、50-11、51-3、51-4、53-1～3、53-5、53-7、53-9、53-10、54-1～3、54-5～12、56-1、57-1～3、58-1、58-2、58-5～9、59-1、59-2、59-5～9、60-2～5、60-7、68-2、68-4、68-6、68-9、68-11、68-13、68-15、68-16、68-19～24、68-30、69-1～15、70-1、70-3～5、70-7、70-10～21、72-4の一部、72-5、72-6、72-8～10、72-35～38、72-58の一部、72-60、72-61の一部、72-70、72-77、73-1、73-2、73-10、73-12～53、73-55、73-57～61、73-63、73-72、74-2、74-4～15、75-1、76、77-1～4、77-59の一部、78-1、78-2の一部、78-3、78-6、78-8、78-9の一部、78-10～15、79-1、79-9、85-2、85-3、85-6の一部、85-7、85-10～12、86-1～17、87-1～4、88-1、89-1、89-2、90-3、90-4、91-3、95-1～4、96-1～6、97-1～4、98-3、99-1、99-5、99-6、102-3の一部、103-2～6、103-10、104-7、104-9、104-12、104-25、104-27、104-29～33、401-2の一部、401-6の一部、401-7の一部、401-28の一部、401-29の一部、401-30の一部
	吉里吉里3丁目	18-2、18-20、26、27-1～3、28-1～4、32-2、33、36、37-1、37-2、38、39、40-1～10、41-1～6、43-1～5、43-7～10、44-1～3、331-1、331-13、331-15、331-16、331-18、332-2、332-3、332-5、332-6、332-11、332-15、332-17の一部、332-18、332-23～30、332-32

※ 本資料は、平成28年12月2日時点の住所による。

産業別事業所数・従業員の推移

年 区分		総計	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道・熱供給業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業
16	事業所	800	4	2	80	68	－	2	12	281	8	59	92	28	15	11	138
	従業員	4,598	22	58	476	1,416	－	5	111	1,205	63	87	267	321	38	44	485
18	事業所	830	5	2	81	63	3	2	12	266	8	57	94	35	31	14	157
	従業員	4,993	24	52	502	1,362	20	4	77	1,160	63	88	279	538	209	129	486
21	事業所	783	7	1	79	65	2	1	14	240	8	57	96	34	28	13	138
	従業員	5,126	126	38	441	1,333	14	2	115	1,092	44	121	372	630	214	106	478
24	事業所	188	－	1	22	25	1	－	3	61	3	7	10	9	3	6	37
	従業員	1,579	－	36	147	436	6	－	31	299	24	15	80	306	9	36	154
26	事業所	356	2	1	30	28	2	3	5	105	3	8	46	24	13	7	79
	従業員	3,026	15	44	266	587	16	37	72	536	27	49	235	528	157	44	413
28	事業所	355	3	2	40	37	2	2	9	103	4	9	40	17	3	9	75
	従業員	2,477	35	87	262	584	16	0	109	542	33	56	181	279	7	41	245

事業所統計調査

経済センサス

※ 平成16年は6月1日現在
 平成18年は10月1日現在
 平成21年は7月1日現在
 平成24年は2月1日現在
 平成26年は7月1日現在
 平成28年は6月28日現在

復 ぐ 第 9 号

令和 3 年 4 月 1 日

大槌町長 平野 公三 様

岩手県知事 達 増 拓 也



大槌町復興推進計画の変更に係る意見の聴取について（回答）

令和 3 年 3 月 19 日付け大産発第 374-11 号で照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【担当】復興防災部復興くらし再建課 伊藤

電 話 : 019-629-6931 / FAX : 019-629-6944

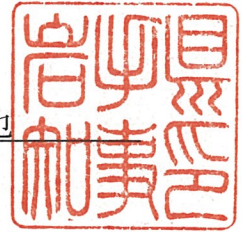
E-mail : AJ0004@pref.iwate.jp

(LG-WAN : AJ0004@pref.iwate.lg.jp)

(別紙様式)

復興推進計画の変更に係る意見書

岩手県知事 達 増 拓 也



計画の名称	大槌町復興推進計画
変更（案）に対する意見の有無 （該当のものを○で囲んでください）	有 無
変更（案）に対して意見有とした 場合の意見の有無	